

赤川水系河川整備学識者懇談会規約より抜粋

## 第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、**河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるもの**とする。また、河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

◆また、本懇談会において3年毎に事業評価について審議頂きます。

### 赤川水系河川整備基本方針の策定（平成20年9月）

#### 第4回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成24年7月25日）

- ・赤川水系河川整備計画（原案）について

### 赤川水系河川整備計画の策定（平成24年8月）

#### 第5回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成25年11月13日）

- ・河川整備計画の点検
- ・事業再評価（赤川総合水系環境整備事業）

河川整備計画の点検  
毎年実施

再評価 3年毎  
※次回、再評価H27

#### 第6回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成26年12月19日）

- ・河川整備計画の点検

#### 第7回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成27年度内）

- ・河川整備計画の点検
- ・事業再評価（赤川直轄河川改修事業）